

訪問看護ステーションよこすか 重要事項説明書

訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、「訪問看護等」という。）の提供に当たり、事業所の概要や提供される訪問看護等の内容、利用上の留意事項等の重要な事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	プラチナ合同会社
主たる事務所の所在地	〒437-1301 掛川市横須賀1413番地の1
代表者（職名・氏名）	代表社員 太田 優子
設立年月日	令和4年4月21日
電話番号	0537-29-6555

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションよこすか	
事業所の所在地	〒437-1301 掛川市横須賀1413番地の1	
電話番号	0537-29-6555	
FAX番号	0537-29-6776	
指定年月日・事業所番号	令和4年8月1日	2267490064
通常の事業の実施地域	掛川市、袋井市の一部	

3. 運営の方針

- 訪問看護等の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要介護者または要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復、利用者の生活機能の維持又は向上を図ります。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支

援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的な訪問看護等の提供に努めます。

4. 提供する訪問看護の内容

- ①病状や健康状態の管理と看護
- ②医療処置・治療上の看護
- ③リハビリテーション看護
- ④家族の相談と支援
- ⑤療養環境の調整と支援
- ⑥認知症と精神疾患の看護
- ⑦終末期医療
- ⑧在宅移行支援
- ⑨地域の社会資源の活用

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

6. 事業所の従業者の体制

（令和6年4月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1人		
看護師	1人	1人	2人	

7. 利用料等

訪問看護を利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 訪問看護の料金表

R6.06.01 厚生労働省改定
地域単価 10.21円

訪問看護回数につき	訪問看護の介護報酬に係る費用	(単位数)	利用者の負担金(円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
所要時間20分未満	314	321	641	962	
所要時間30分未満	471	481	962	1,443	
所要時間30分以上1時間未満	823	841	1,681	2,521	
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,128	1,152	2,304	3,455	
理学療法士等による訪問の場合 1回につき	294	301	601	901	

- 注) 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えた場合 上記単位数の10%減
 注) 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
 注) 同一の建物に20人以上居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減
 注) 同一の建物に50人以上居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減
 注) 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減
- 注) 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
 注) 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

2 その他加算等		(単位数)	利用者の負担金(円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	+254	260	519	778
	30分以上 1回につき	+402	411	821	1,232
複数名訪問加算(II)	30分未満 1回につき	+201	206	411	616
	30分以上 1回につき	+317	324	648	971
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	307	613	919
緊急時訪問看護加算(I)	1月につき	+600	613	1,226	1,838
特別管理加算(I)	1月につき	+500	511	1,021	1,532
特別管理加算(II)	1月につき	+250	256	511	766
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	2,553	5,105	7,658
初回加算	1月につき(退院退所日)	+350	358	715	1,072
	1月につき(上記以外)	+300	307	613	919
退院時共同指導加算	1回につき	+600	613	1,226	1,838
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	256	511	766

注) 利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担金額による

3 保険適用外の料金		料金(円)
交通費	片道1Km未満	200
	片道1Km以上	300
エンゼルケア料	処置料	15,000
キャンセル料	前営業日までに連絡あり	無料
	前営業日までに連絡なし	1,000
日常生活用品費	日常生活用品、物品など	実費相当額

(2) 介護予防訪問看護の料金表

R6.06.01 厚生労働省改定

地域単価 10.21円

介護 予防 訪問 看護 費 (1回 につき)	1 介護予防訪問看護の介護報酬に係る費用 (単位数)	利用者の負担金(円)		
		1割 負担	2割 負担	3割 負担
所要時間 20分未満	303	310	619	928
所要時間 30分未満	451	461	921	1,382
所要時間 30分以上 1時間未満	794	811	1,622	2,432
所要時間 1時間以上 1時間30分未満	1,090	1,113	2,226	3,339
理学療法士等による訪問の場合 1回につき	284	290	580	870

注) 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えた場合

上記単位数の50%減

注) 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

注) 同一の建物に20人以上居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の10%減

注) 同一の建物に50人以上居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の15%減

注) 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

注) 夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合

上記単位数の25%増

注) 深夜 (22:00~6:00) の場合

上記単位数の50%増

2 その他加算等 (単位数)	利用者の負担金(円)		
	1割 負担	2割 負担	3割 負担
複数名訪問加算 (I) 30分未満 1回につき	+254	260	519
30分以上 1回につき	+402	411	821
複数名訪問加算 (II) 30分未満 1回につき	+201	206	411
30分以上 1回につき	+317	324	648
長時間訪問看護加算 1回につき	+300	307	613
緊急時訪問看護加算 (I) 1月につき	+600	613	1,226
特別管理加算 (I) 1月につき	+500	511	1,021
特別管理加算 (II) 1月につき	+250	256	511
12月を超える理学 療法士等による訪問 1回につき	-5	-5	-10
初回加算 1月につき (退院退所日)	+350	358	715
1月につき (上記以外)	+300	307	613
退院時共同指導加算 1回につき	+600	613	1,226

注) 利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担金額による

3 保険適用外の料金	料 金(円)
交通費 片道1Km未満	200
片道1Km以上	300
エンゼルケア料 処置料	15,000
キャンセル料 前営業日までに連絡あり	無料
前営業日までに連絡なし	1,000
日常生活用品費 日常生活用品、物品など	実費相当額

(3) 料金表の注意事項

- 1 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.21を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- 2 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。
- 3 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(4) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護等を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、下記区分の交通費をいただきます。 片道1キロメートル未満 200円 片道1キロメートル以上 300円
-----	--

(5) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。この場合には、利用予定日の前営業日までに事業所に申し出てください。サービス提供のキャンセルの連絡がない場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただけません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日までに ご連絡がなかった場合	1000円

(6) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、末日までにお支払ください。

お支払方法は、銀行・郵便局等の指定口座からの引き落とし、銀行振り込みのいずれかが、ご契約の際に選択できます。

8．訪問看護の利用に当たっての留意事項

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9．緊急時における対応方法

訪問看護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに「緊急時連絡カード」に記載する主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10．事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11．非常災害時の対応

地震、風雪水害などの自然災害発生や新興感染症の発生、または警戒警報などが発令された場合には、予定されている訪問を急遽取りやめる場合があります。

その場合は、利用者又は家族に速やかに連絡します。

12．訪問日、訪問時間の変更について

予定されている訪問日や訪問時間について、利用者又は家族の都合により日時の変更を希望される場合は、事前に日程調整の相談をお受けします。

また、他の利用者の病状急変などにより、処置などの対応に時間を要することがあり、やむを得ず予定されている訪問時間が前後することができますので、ご理解ご協力をお願いします。その場合は、利用者又は家族に速やかに連絡します。

1 3 . 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0537-29-6555 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 担当者名 管理者 太田 優子
---------	---

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	掛川市長寿推進課	電話 0537-21-1363
	袋井市保健課	電話 0538-44-3152
	静岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	電話 054-253-5590

1 4 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

秘密保持と個人情報保護に関する説明書

当訪問看護ステーションでは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために事業所の方針を定めて実施します。

1 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が記録の作成、ご利用者様へのサービスの提供および状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者へ個人情報を必要とする場合
主治医の所属する医療機関や連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等へのサービスに関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談、届け出、照会の回答、会計、経理損害賠償保険等に係る保険会社への相談、届け出等

2 個人情報の保護

なお、収集した個人情報は、保存方法、保存期間、廃棄処分については適用される法律の下に処分いたします。

写真撮影に関する説明書

当訪問看護ステーションでは、ご利用者がご自宅での療養生活を送られるうえで、適切な看護ケアや医療処置を実施するために、利用者様の写真を撮影させていただく場合があります。

以下の写真撮影および使用目的をお読みいただき、ご理解・ご協力いただけるようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、看護師にご相談ください。

【写真撮影および写真使用の目的】

1. 創傷や褥瘡、湿疹等の皮膚の状態把握、および経過観察
2. 看護ケアや医療処置方法の共有、評価
3. 主治医への情報提供や指示の確認

緊急時の訪問看護 24時間対応体制に関する説明書

当事業所は、在宅療養をするご利用者が安心して在宅生活が送れるよう、24時間365日、緊急対応できる体制をとっています。

- 1 ご利用者又は家族等からの緊急の相談や連絡に、24時間の電話対応が可能です。
- 2 状態により計画している訪問時間外の緊急訪問に対応することが可能です。
- 3 緊急時連絡カードをお渡しし、緊急時の連絡先を明確にいたします。

医療保険 24時間対応体制
介護保険 緊急時訪問看護体制
介護保険 緊急時介護予防訪問看護体制